



税

理

士

会

コーナー



関東信越税理士会館林支部副支部長

角田 登

一般社団法人東毛法人会の皆様、いつもお世話になっております。関東信越税理士会館林支部の角田登と申します。

さて、厳しい経済情勢の下、高齢者が保有する約1,500兆円の眠れる金融資産を活用し、若年世代の住宅取得を支援するとともに景気回復を図ろうと平成21年に始まった「住宅取得等資金の贈与税の非課税」制度ですが、改正を重ねながら現在も継続しております。今回は令和4年におけるこの非課税制度の内容を確認します。

<1> 「住宅取得等資金の贈与税の非課税」制度

(1)非課税限度額

1,000万円(省エネ等住宅)、または500万円(省エネ等以外) 省エネ等住宅とは、断熱性能や耐震等級など一定の要件に適合するものです。

(2)受贈者の要件

贈与者の直系卑属(子や孫)で、合計所得金額が2,000万円以下であること等一定の要件があります。

(3)新築等の要件

住宅用家屋の新築のほか、中古住宅やマンションの取得、増改築も対象となり、その敷地の用に供される土地の取得も含まれます。また、面積要件や耐震基準など一定の要件があります。

(4)申告要件

贈与税申告書の提出期限内に、贈与税の申告書等を提出する必要があります。

(5)他の控除との併用

この非課税制度適用後の残額には、暦年課税にあっては基礎控除(110万円)を適用することができます。また、後述する相続時精算課税にあっては特別控除(2,500万円)を適用することができます。

<2> 「相続時精算課税」制度

贈与税の制度には、通常の暦年課税と相続時精算課税の二つの制度があります。

後者の相続時精算課税制度とは、父母や祖父母からそれぞれ最大2,500万円まで贈与税が非課税になる制度で、年齢など一定の要件があります。この二つの制度の選択は、贈与者ごとに行います。この制度は、贈与税申告書の提出期限内に、贈与税の申告書等を提出する必要があります。

なお、この制度を選択した場合は撤回して暦年課

税に戻ることはできず、よって暦年課税の110万円の基礎控除も受けられません。

<3>その他

(1)相続税の持ち戻し(相続財産の加算)について

相続時精算課税制度の贈与者が亡くなった時は、相続財産にこの制度を適用した贈与財産(贈与時の時価)をすべて加算して相続税額を精算します。

一方、暦年課税制度でも相続開始前3年以内の贈与財産を加算(生前贈与加算)しますが、前述<1>の非課税制度を受けたものは加算する必要はありません。

(2)住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)について

前述<1>の非課税制度を受けた場合でも、住宅ローン控除を受けることができます。ただし、控除額を計算する際に一定の制限があるので、所得税の確定申告の際にはご注意ください。

(3)期限内申告について

前述の通り、納税者に有利な制度については、期限内申告が要件となります。もらった金額は非課税の範囲内だから申告しなくても大丈夫だろうと考え、期限内申告をしないと非課税制度は適用されないの、ご注意ください。

～ 終りに ～

この「住宅取得等資金の贈与税の非課税制度」は多くの方にご利用いただいておりますが、相続人である子が持ち家を所有すると、相続税の小規模宅地の評価減の要件を満たさず相続税で不利になる場合がある等、相続税対策では複雑な一面もあります。

また、今回は紙面の都合上、適用要件の一部や税率などは割愛してありますが、贈与した後で実は要件を満たしていなかったということが無いよう、あらかじめご確認下さい。

詳しいご相談やご不明な点は、税に関する専門家である税理士にご相談下さい。

税理士はあなたと企業のパートナー

事業発展のお手伝いをします。
地域社会に貢献します。秘密を守ります。

● 関東信越税理士会館林支部

シリーズ

企 業 紹 介

有限会社 原田製麺 板倉支部

当社は、大正5年に小さな乾麺屋として産声を上げた製麺業者です。



創業したのは、私の曾祖父、原田伊八です。

伊八は、奉公先で覚えた製粉や乾麺加工の技術を駆使して、近隣の農家から、小麦を借り受け、製粉し、干しうどんに加工して、それを再び農家に納入して、加工賃を頂くという商売を始めました。当時は、利根川という大河川の土手を作る大規模な土木工事が行われていたので、そこで働く人達に、自家製の団子や饅頭を売り歩くという副業もしていたようです。

二代目の一蔵は、戦地から戻ると、家業を引き継ぎ、持ち前の外交能力を駆使して、地元商工会の中心メンバーと

して、軽トラックの後ろにお囃子を鳴らしながら、地元雷神神社の大祭を近隣に宣伝してまわるなど、地域活性化に尽力いたしました。

三代目の仁志は、昭和40年50年代、世の中に広まりつつあった、スーパーマーケットやラーメン店向けに、業態を乾麺から、生麺・ゆで麺に切り替え、お得意先の拡張に努力して参りました。

平成8年に私一平が代表となりました。現在は主に、地元のスーパー、農産物直売所、道の駅、ラーメン店等向けに、麺商品の卸売り販売を行っております。

また、工場併設の「うどん Cafe」では、飲食業および自社商品の販売も行っております。

私達は、次の三つを理念として掲げています。



一つ目は、上質でリーズナブルな麺商品を作り、お客様に「麺食の喜び」を提供すること。

二つ目は、地元群馬の素晴らしい粉文化・麺文化をしっかりと引き継ぎ、その発展に尽力すること。



三つ目は、地元産の小麦を積極的に活用したり、「きゅうりの冷汁うどん」など郷土食のPRに努めるなどして、地域農業の活性化に努めることであります。原点を大切にしつつ、社員一同尽力して参ります。どうぞ、よろしくお願ひ致します。

【会社概要】

企 業 名：有限会社 原田製麺
 所 在 地：邑楽郡板倉町大字板倉1640
 T E L：0276-82-0063
 U R L：haradaseimen.jp
 設立年月日：昭和49年5月1日
 代表取締役：原田一平
 事業内容：製麺業
 従業員：9名